◎新潟県選挙管理委員会告示第85号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第１項第３号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和８年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　桜井　甚一

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
妙高市杉野沢総合センター	妙高市大字杉野沢2030番地	体育館	162.00	令和８年９月25日